

市場統合に伴う制度信用・貸借取引制度の整備について（案）

平成 22 年 3 月 16 日
株式会社大阪証券取引所
株式会社ジャスダック証券取引所

項 目	内 容	備 考
<p>I 趣旨</p> <p>II 内国株券の制度信用 銘柄選定/取消基準の整備</p> <p>1 制度信用銘柄選定 基準関係</p> <p>(1) 選定基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社は、平成 22 年 10 月を目途に、ニッポン・ニュー・マーケットー「ヘラクレス」（以下「ヘラクレス」という。）と JASDAQ 及び NEO を統合したうえで、新たに JASDAQ 市場を創設することとした。 ・ 市場統合により誕生する JASDAQ 市場は、我が国新興市場のベンチマークとなる市場を目指す方針を掲げていることから、制度信用取引及び貸借取引制度についても、新興市場の特性を捉え、流動性向上と投資家保護を一層拡充させるべく所要の整備を行うこととする。 ・ なお、市場統合時に、現行ヘラクレス並びに現行 JASDAQ 及び NEO において現に制度信用銘柄又は貸借銘柄となっている銘柄は、新たな JASDAQ 市場においても引き続き制度信用銘柄又は貸借銘柄とし、新たに整備する制度信用銘柄・貸借銘柄選定基準及び制度信用銘柄・貸借銘柄取消基準は、市場統合日以降に新規に選定又は取消される銘柄から適用するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の大証の内国株券の制度信用銘柄選定基準と同じとする。 ・ 同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度信用・貸借銘柄選定基準は市場第一部・第二部と同規定であるため、本件整備により、市場第一部・第二部に係る制度信用・貸借銘柄選定基準も変更となるが、変更の影響が大きい部分は経過措置を設けることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度信用銘柄の選定を一度取り消された銘柄は本基準を適用しない。 ・ 現行大証市場の制度信用銘柄選定基準は以下の通り。 ・ 次の各号に適用する場合は、既に制度信

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 選定日</p> <p>2 制度信用銘柄選定 取消基準関係</p> <p>(1) 選定取消基準</p> <p>a 売買高</p> <p>b 1 売買単位当たりの金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼった6か月間の月間売買高（他市場との重複上場銘柄は，他市場での各日の売買高を加えて計算する。以下同じ。）の平均が20売買単位未満となった銘柄について，各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月から1年の間に，月間売買高が20売買単位以上となる月が合計して4月以上なかったとき ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日において，1売買単位当たり金額（各銘柄の発行者の事業年度の末日の終値に売買単位を乗じた金額と，各銘柄の発行者の1事業年度中における各売買立会日の終値に当該日における売買単位を乗じた金額を当該銘柄の発行者の1事業年度中における各売買 	<p>用銘柄に選定されているものを除き，これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 初値が決定された銘柄であること (2) 上場廃止の見込みがないこと (3) 上場廃止の猶予期間入り銘柄でないこと (4) 監理銘柄・整理銘柄・特設注意市場銘柄でないこと (5) 売買又は信用取引の規制銘柄でないこと (6) その他適当でないと認められる銘柄でないこと <ul style="list-style-type: none"> ・ 初値決定日の翌日とする。 ・ 低流動性銘柄は信用建玉残高の手仕舞いが難しく，投資家の損失拡大につながる可能性があるため，投資家保護の観点から信用供与を行わないものとする。 ・ 低株価銘柄投資への信用供与は過度の投機を招く恐れがあるため，投資者保護の観点から，信用供与を行わないものとする。

項 目	内 容	備 考
<p>c その他</p> <p>(2) 選定取消日</p> <p>3 制度信用銘柄再選定基準関係</p> <p>(1) 再選定基準</p> <p>a 売買高</p> <p>b 値付日数</p> <p>c 1 売買単位当たりの金額</p>	<p>立会日で除した金額のいずれか安いほう) が 2,000 円未満となった銘柄について、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して 4 か月目の月から 1 年の間の各売買立会日の終値に売買単位を乗じた金額が 20 日間連続して 2,000 円以上とならなかったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止が決定された銘柄 ・ その他制度信用取引を行わせることが適当でない認められる銘柄 ・ (1) a 又は b を理由とする制度信用銘柄の選定取消は、猶予期間の最終日が属する月の翌月から起算して 5 か月目の月の初日とする。 ・ (1) c を理由とする制度信用銘柄の選定取消は、上場廃止等が決定された日の翌日とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 月平均売買高（各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼった 6 か月間の月間売買高を当該期間における売買立会日数で除した数）が 100 売買単位以上の銘柄 ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日を含む月からさかのぼった 6 か月間の値付日数（約定があった日をいう。他市場との重複上場銘柄は、当社市場と他市場のいずれか多いほうの値付日数を用いる。以下同じ。）を同期間の立会日数で除した数が 0.8 以上ある銘柄 ・ 1 売買単位当たり金額（各銘柄の発行者の事業年度の末日の終値に売買単位を乗じた金額と、各銘柄の発行者の 1 事業年度中における各売買立会日の終値に当該日における売買単位を乗じた金額を当該銘柄の発行者の 1 事業年度中に 	

項 目	内 容	備 考
d その他 (2) 再選定日	<p>おける各売買立会日で除した金額のいずれか安いほう) が 10,000 円以上となったとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止の見込みがないこと ・ 上場廃止の猶予期間入り銘柄でないこと ・ 監理銘柄・整理銘柄・特設注意市場銘柄でないこと ・ 規制銘柄でないこと ・ その他適当でない認められる銘柄でないこと ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日が属する月から起算して 6 か月目の月の初日とする。 	
III 内国株券の貸借銘柄 選定/取消基準の整備 1 貸借銘柄選定基準 関係 (1) 選定基準 a 浮動株式数 b 株主数 c 売買高 d 値付日数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行大証市場又は現行 J A S D A Q 及び N E O の貸借銘柄選定基準と同じとする。 ・ 現行大証市場の貸借銘柄選定基準と同じ。 ・ 同上 ・ 現行 J A S D A Q 及び N E O の貸借銘柄選定基準と同じ。 ・ 同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行大証市場の貸借銘柄選定基準は以下の通り。 ・ 2,200 単位以上あること ・ 800 人以上いること ・ 現行 J A S D A Q 及び N E O の貸借銘柄選定基準は以下の通り。 ・ 月平均売買高 (各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼった 6 か月間の月間売買高を月数で除した数) が 100 売買単位以上であること ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日を含む月からさかのぼった 6 か月間の値付日数を同期間の立会日数で除した数が 0.8 以上ある銘柄

項 目	内 容	備 考
e 業績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 	柄 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各銘柄の発行者の直前事業年度における当期純利益金額が正、かつ直前事業年度末において利益剰余金が負でない銘柄
f その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次の各号に適用する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除き、これを制度信用銘柄に選定するものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 上場廃止の見込みがないこと (2) 上場廃止の猶予期間入り銘柄でないこと (3) 監理銘柄・整理銘柄・特設注意市場銘柄でないこと (4) 売買又は信用取引の規制銘柄でないこと (5) 貸株調達可能量からみて貸借銘柄として適当でない認められる銘柄以外の銘柄であること (6) その他適当でない認められる銘柄でないこと
(2) 貸借銘柄選定日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日が属する月から起算して6か月目の月の初日のほか、その翌日からその6か月目の月の応当日までの間とする。ただし、株主数が1,600人を超えている新規上場銘柄については、新規上場日の1か月の応当日のほか、その翌日からその6か月目の月の応当日までの間とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場日での株主数が特に多く、高流動性が見込める銘柄については、投資家の売買を促進する観点から、早期の貸借選定を可能とする。

項 目	内 容	備 考
2 貸借銘柄選定取消基準関係 (1) 貸借銘柄選定取消基準 a 浮動株式数 b 株主数 c 売買高 d 1 売買単位当たりの金額 e 貸株停止期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行大証市場の貸借銘柄選定取消基準と同じ。 ・ 同上 ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼった6か月間の月間売買高の平均が20 売買単位未満となった銘柄について、その後、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月から1年の間に、月間売買高が20 売買単位以上となる月が合計して4月以上なかったとき ・ 1 売買単位当たり金額（各銘柄の発行者の事業年度の末日の終値に売買単位を乗じた金額と、各銘柄の発行者の直前事業年度中における各売買立会日の終値にそれぞれの日における売買単位を乗じた金額を当該銘柄の発行者の1 事業年度中における各売買立会日で除した金額のいずれか安いほうを用いる。）が2,000 円未満となった銘柄について、その後、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月から1年の間の各売買立会日の終値に売買単位を乗じた金額が20 日間連続して2,000 円以上とならなかったとき ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日において、指定証券金融会社による貸株申込停止措置が2年以上継続して行われている銘柄について、その後、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して4か月目の月から1年の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行大証市場の貸借銘柄選定取消基準は以下の通り ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日において、売買単位が1,100 売買単位未満となった銘柄について、その後1年の間、1,100 売買単位以上とならなかった銘柄 ・ 各銘柄の発行者の事業年度の末日において、株主数が400 人未満となった銘柄について、その後1年の間、400 人以上とならなかった銘柄

項 目	内 容	備 考
f その他 (2) 選定取消日	<p>間, さらに継続して貸株申込停止措置が取られたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場廃止が決定された銘柄であること ・ その他適当でない認められる銘柄でないこと ・ (1) a から e までを理由とする貸借銘柄の選定取消は, 猶予期間の最終日が属する月の翌月から起算して5か月目の月の初日とする。 ・ (1) f を理由とする貸借銘柄の選定取消は, 上場廃止等が決定された日の翌日とする。 	
IV 指定証券金融会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪証券金融株式会社とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場統合後は大証市場の指定証券金融会社が一本化されることとなる。
V その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他所要の改正を行う。 	
VI 施行日等	<ul style="list-style-type: none"> ・ この規則は, 当社が別途定める日から施行する。 ・ この規則の施行日の前日において, 現行大証市場並びに J A S D A Q 及び N E O において制度信用銘柄又は貸借銘柄に選定されている銘柄は, この規則施行日に, 制度信用銘柄又は貸借銘柄に選定する。 ・ 制度信用銘柄選定基準は, この規則施行日に現に上場している銘柄及び施行日以降に新規上場する銘柄から適用する。 ・ 制度信用銘柄選定取消基準は, 施行日以降, 各銘柄が最初に到来する事業年度の末日に係る審査から適用する。ただし, 経過措置として, 市場第一部・第二部銘柄については, 平成 24 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度から適用するものとし, それまでの間は, 従前の基準に基づいて審査を行う。 ・ 制度信用銘柄再選定基準は, 施行日以降, 各銘柄が最初に到来する事業年度の末日に係る審査から適用する。ただし, 経過措置として, 市場第一部・第二部銘柄については, 平 	<ul style="list-style-type: none"> ・ J A S D A Q 市場に引き継がない制度信用銘柄又は貸借銘柄は, 現行大証市場又は現行 J A S D A Q 及び N E O において, 施行日の前日までに制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定取消を行う。

項 目	内 容	備 考
	<p>成 24 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度から適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸借銘柄選定基準は、現行大証市場又は現行 J A S D A Q 及び N E O において、施行日の前日を選定日とすることができる銘柄に係る審査から適用し、選定日は、各銘柄の発行者の事業年度の末日が属する月から起算して 6 か月目の月の初日の翌日からその 6 か月目の月の応当日までの間とする。この場合において、現行大証市場と現行 J A S D A Q 及び N E O の当該銘柄の売買高及び値付状況を J A S D A Q 市場における売買高及び値付状況とみなして審査する。ただし、経過措置として、市場第一部・第二部銘柄については、平成 24 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度から適用するものとし、それまでの間は、従前の基準に基づいて審査を行う。 貸借銘柄選定取消基準は、施行日以降、各銘柄が最初に到来する事業年度の末日に係る審査から適用する。ただし、経過措置として、市場第一部・第二部銘柄については、平成 24 年 1 月 1 日以降に開始される事業年度から適用するものとし、それまでの間は、従前の基準に基づいて審査を行う。 <p style="text-align: right;">以 上</p>	